

[事案 2024-152] 入院給付金支払請求

・令和7年4月25日 和解成立

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年8月上旬から9月下旬まで、頸肩腕症候群、頸椎々間板ヘルニアにより入院したため、平成26年4月に契約した組立型保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、約款上の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)自分から入院を頼んだのではなく、主治医から、安静にしなくては痛みが治らないと説明を受け、入院をするように指示を受けたものである。
- (2)診察を受けに行った時は、左の手の平と肘が動かず、ものすごい痛みで、自宅で生活するのが困難だった。
- (3)8月中旬に数日外泊をしたのは、病院の患者全員、医師、看護師全員が休みを取り一時帰宅となったためである。
- (4)入院中に運動をしたのは、主治医から入院2か月目に入るところで少しずつ運動をした方が良いと言われたので、少しずつ運動を始めて、身体を動かしたものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本入院は、病院で安静を要すると評価し入院を勧めたものであるが、「仕事が落ち着いたので入院する」など、申立人は入院まで現業に従事していたと考えられ、緊急性はなく、日常生活に支障はなかった。
- (2)入院中の診療録に、安静度の制限や歩行等の日常生活動作に障がいがあったとの記録はない。
- (3)治療内容は、1日1回10分の牽引と低周波・マイクロ波療法、週1回のトリガーポイント注射および内服であり、その他の検査も含めすべて通院で可能なものである。
- (4)入院中に特記すべき体況の変化も記録されておらず、外出や外泊が認められる体況であった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院当時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)診療記録を見ると、入院時の記録には左肩痛(++)の記載があるため、入院時に強い疼

痛があったことは無視できない。このことに加え、入院の初期段階において、全く入院の必要がないとまで認定できる資料は見当たらない。

(2)他方で、疼痛「(++)」の記載は8月上旬の1日のみで、それ以後の疼痛評価は「+」であり、8月中旬の一時帰宅は、自宅での生活が困難な状況ではないと判断する十分な根拠であると考えられる。

(3)以上の事情および外部の専門医の意見から、8月上旬からある程度の期間は約款に定める入院に該当すると判断する余地があり、その期間は疼痛の経過観察等の事情を総合的に勘案すると1週間程度が相当ではないかと考えられる。